

1月のごみ収集日について（お知らせ）

1月のごみ収集日程は、下記の通りとなっていますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆1月のごみ収集日予定表（日付は1月の収集日です。1月は4日（木）から業務を行います。）

地区名 ごみ区分	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	9日(火) に変更です	9日(火) に変更です	5日(金)	4日(木)	5日(金)	9日(火) に変更です	10日(水) に変更です
びん類 (第2・第5曜日)	16日(火) に変更です	15日(月) に変更です	12日(金)	11日(木)	12日(金)	15日(月) に変更です	17日(水) に変更です
缶 (第3・第5曜日)	23日(火) に変更です	22日(月) に変更です	19日(金)	18日(木)	19日(金)	22日(月) に変更です	24日(水) に変更です
プラスチック (第3曜日)	23日(火) に変更です	22日(月) に変更です	19日(金)	18日(木)	19日(金)	22日(月) に変更です	24日(水) に変更です
もやせないごみ (第4曜日)	30日(火) に変更です	29日(月) に変更です	26日(金)	25日(木)	26日(金)	29日(月) に変更です	31日(水) に変更です
紙 類	火 9・16・ 23・30	月 15・22・29	金 5・12・ 19・26	木 4・11・ 18・25	金 5・12・ 19・26	月 15・22・29	水 10・17・ 24・31
もやせるごみ	火・金 5・9・ 12・16・ 19・23・ 26・30	月・木 4・11・15・18・22・25・29	月・水・木 4・10・11・15・ 17・18・22・24・ 25・29・31	火・水・金 5・9・10・ 12・16・17・ 19・23・24・ 26・30・31			

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。
- びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。

◎祝日などに伴う収集日の変更について

年始の閉庁日に伴い、越河・斎川・大平・大鷹沢・白川・小下倉・鷹巣・市街東北本線西側地区の資源ごみ（ペットボトル、びん類、缶、プラスチック）、もやせないごみの収集日が上記の通り変更になります。お間違えのないようご注意ください。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

- 日時 1月4日（木）・18日（木） 11:00～11:30（時間厳守）
- 場所 健康センター前

（注意事項）犬を登録している方は、鑑札（小判形）を持参してください（保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります）。猫の場合は、必ず麻袋（土のう袋は不可）など丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

※飼うことができない犬や猫をなくすために考えていただきたいことです。

平成17年度に県内の保健所において、飼い主からの所有権放棄で引き取った犬が1,139頭、猫が5,689頭おり、その大部分が子犬や子猫で行政により処分されています。

飼っている犬や猫に子どもを産ませ、その子犬や子猫を育てることは飼い主にとって大きな喜びですが、一方でいろいろな事情からどうしても飼うことができない場合もあり、産まれた子犬や子猫などの扱いに悩む人も意外に多いようです。その結果、安易に捨てたり放置（放棄）するといった行為が見受けられます。最終的にこのような犬や猫は保健所へと引き取られ、新たな飼い主が見つからない場合には処分されます。

こうした「不幸な命」を増やさないためにも、新たに飼っていただける方を探したり、また、不妊や去勢手術などの繁殖制限措置を行うことも飼い主の思いやりではないでしょうか。

近隣の人たちに迷惑を掛けないように、最後まで責任と愛情を持って飼うように心掛けましょう。

☎生活環境課 ☎22-1314

わが家の耐震を見直してみませんか？

市では、木造住宅の倒壊を防止し、家具の転倒を防止したりするための各種耐震事業を実施しています。この機会にぜひご活用ください。

■木造住宅耐震診断事業

住宅所有者の申請により、市が木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を行います。診断に当たり、費用の一部を助成します。

●対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築した木造在来工法の戸建て住宅（現在の建築基準法耐震基準が施行される以前の住宅）

●助成内容 助成対象の限度額は14万4千円です。そのうち市が13万6千円を助成しますので、個人負担は8千円となります。限度額を越える部分の費用については全額自己負担となります。

■家具転倒防止工事事業

市が窓口となって、（社）宮城県建築士会白石刈田支部と連携して行っている事業です。一度見積りを作り、それを確認した上で工事に入ります。

●対象建築物 市内の建物であれば特に制限はありませんが、貸家などについては、貸主の承諾を得た建物に限ります。なお、工事に要する費用の助成はありません。

☎建設課建築住宅係 ☎22-1326

戦没者などのご遺族の皆様へ 第8回特別弔慰金の申請はお済みですか？

第8回特別弔慰金は、終戦60周年に当たり、国が改めて戦没者などの遺族に対して弔慰の意を表すために支給するものです。

●支給条件および支給内容

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

●対象となるご遺族

次の順番による先順位のご遺族お一人です。

- ① 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権取得者
- ② 戦没者の子
- ③ 戦没者と生計関係を有しており、戦没者などと氏が同じである

地区公民館の常直者制度が廃止されます

地区公民館の常直者制度が3月31日をもって廃止され、来年度以降の夜間・休日などの警備業務が民間企業に委託されることになりました。この措置に伴い、地区公民館利用時のかぎの借用・返却方法が変更されます。詳しくは各地区公民館にお問い合わせください。

※大平・福岡・深谷・越河公民館では既に警備委託を実施しています。

積雪時に「協力ください」

積雪時には、地下消火栓のふたが雪の下に隠れ、消火活動に支障が出る場合があります。消防職員や地元消防団員が除雪していますが、管内消火栓の一斉除雪は難しい状況にあります。近くに消火栓（特に地下消火栓）がある場合は、家の周囲の除雪と併せて、消火栓上の除雪にご協力ください。

☎生活環境課 ☎22-1314

☎福祉事務所 ☎22-1400

——思いやりのある良質で信頼される医療を目指して——

公立刈田総合病院紹介

マタニティーホーム（院内助産所）でお産しませんか？

当院では、平成17年10月に東北で初めてマタニティーホーム（院内助産所）を開設し、これまで10人の元気な赤ちゃんが生まれました。マタニティーホームで出産したお母さんからは「院内助産所での出産はアットホームな雰囲気で安心しました。助産師さんたちとコミュニケーションが取れることで、出産への不安が解消されました。」「思い通りの出産ができました。」「お母さんを応援しながら、家族みんなで出産を迎えることができました。」「小さな子どもにとって、新しい家族ができることの実感を味わうことができました。」などの感想をいただいています。



▲マタニティーホームで生まれた元気な赤ちゃん

マタニティーホームでのお産は医師管理のお産と違い、助産師が主体となって健診から分娩介助、退院後の母子訪問まで行います。お産は畳の上で楽な姿勢で行い、生んだ後はすぐに赤ちゃんを抱っこできますし、産後は母児同床でお母さんと赤ちゃんは一緒に布団で休んでいただきます。ほとんどの出産で夫や赤ちゃんのお兄ちゃんやお姉ちゃん、ご家族が立ち会っています。また、産科の医師がバックアップしますので安心です（※）。退院後もお産を担当した助産師がご家庭を訪問し、育児相談などを通じてお母さんと赤ちゃんを応援していきます。

「マタニティーホーム」についてのお問い合わせは、医療相談室（内線2601）までお願いします。

※対象となる方は、マタニティーホームの利用を希望し、妊娠20週の段階で医師に自然分娩が可能と診断された方です。



▲助産師による母子訪問の様子